

## 独立行政法人日本学生支援機構 平成 25 年度第 1 回契約監視委員会 議事概要

### 1. 日時

平成 25 年 11 月 27 日（水）15:00～16:30

### 2. 場所

日本学生支援機構市谷事務所 役員会議室

### 3. 出席者（委員（敬称略））

島田 陽一（早稲田大学 理事（法学学術院 教授））

小林 克典（麹町パートナーズ法律事務所 弁護士）

浦島 哲朗（公認会計士・税理士浦島哲朗事務所 公認会計士・税理士）

佐藤 正行（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

清永 秀一（独立行政法人日本学生支援機構 監事）

### 4. 議事

#### （1）報告事項

#### （2）審議

① 平成 25 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況

② 平成 25 年度上半期（4 月～9 月）における「競争性のない随意契約」

③ 平成 25 年度上半期（4 月～9 月）における「一者応札・一者応募」

#### （3）その他

### 5. 議事概要

委員会の開催に当たり、徳久理事長代理より挨拶を行った。

#### 議題（1）報告事項

総務省において全独立行政法人の見直し状況を取りまとめた資料（平成 25 年 9 月）について事務局より説明を行った。

本機構は、随意契約等見直し計画の目標値を件数・金額ともに達成したこと等について報告があり、了承された。

#### 議題（2）審議 ① 平成 25 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況

平成 25 年度上半期（4 月～9 月）における契約の概況、「競争性のない随意契約」、「一者応札・一者応募」の状況について、事務局から「随意契約等見直し計画」の達成状況を踏まえながら報告した。

議題（３）審議 ② 平成 25 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」

平成 25 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」30 件について、競争性のない随意契約とした理由が妥当なものであるか、また、平成 24 年度に点検、見直しを行った際に、真にやむを得ないものを除き競争性のある契約へ移行することとしたが、適切に実施されているか、その具体的な取組を聴取し、平成 26 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。

審議の結果、平成 25 年度上半期（４月～９月）における「競争性のない随意契約」については、真にやむを得ないものであると認められた。また、平成 25 年度の新規案件として新たに契約監視委員会に報告された「競争性のない随意契約」2 件（30 件の内数）についても明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして事後承認された。また、平成 25 年度下半期（10 月～3 月）における新たな「競争性のない随意契約」は 2 件あり、これらについても審議が行われ、明らかに競争性のない随意契約を締結せざるを得ないものとして承認された。

（主な議論等）

- ・外国での契約は円安など為替レートの影響により契約金額が昨年より上がっているのか？

（機構回答）日本留学フェアなど、イベントの規模が大きくなったことにより、契約金額が増えたと考えられる。為替だけの影響ではない。

- ・外国の契約で見積書を徴取しているとあるが、金額の妥当性はどのように判断しているのか？

（機構回答）過去の実績等の裏づけとなる資料や増額したことの理由書を徴取して判断している。

議題（３）審議 ③ 平成 25 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」

平成 25 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」15 件について、一者応札、応募となったと考えられる要因及び改善に向けた具体的な取組を聴取し、平成 26 年度以降において、適当とする契約方式や更なる見直し等について審議が行われた。平成 24 年度に点検を行った契約については、改善取組が実施され、概ね複数者による応札が行われていたが、2 か年連続（2 回連続を含む）して一者応札、応募となった契約が 5 件あり、それらについては、総務省より通知のあった書式で作成した資料（一者応札・応募事案フォローアップ票）により審議が行われた。

平成 25 年度上半期（４月～９月）における「一者応札・一者応募」については、過去に複数者での応札が実施されているものや、平成 25 年度限りで事業取り止めとなるもの、新規に一者応札、応募となったものは、これまでの点検、見直しの観点を踏まえた入札となっており、機構における取組は適切に対応されていると認められ、併せて、平成 26 年度以降の更なる見直し内容等についても承認された。2 か年連続して「一者応札・一者応募」となったものについては、平成 26 年度契約に向けた取組として、入札不参加の事業者からの意見招請等を行う等、改善が可能な点は見直しを実施することが

承認された。

(主な議論等)

- ・「職員宿舎の売却に係る支援業務」が1者応札となっているが、複数の業者が参加できるのではないかと考えるがなぜか。

(機構回答) 評価額が小さい物件で業者としてはインセンティブが働かなかったのではないかと考える。

- ・「奨学金業務システム年間データエントリー作業」は、過去には複数業者の応札があったが、平成25年度1者となったのは何か原因が考えられるか。

(機構回答) 入力ミスを防止するため仕様内容を厳しくしたことが原因ではないかと考える。

- ・「平成25年度代位弁済請求対象者に対する訪問督促・居住確認等業務」、「債務名義取得者に対する強制執行申立業務」これらについて1者となった原因はどう考えるか。

(機構回答) 業務委託の単価が全国一律となっており、離島・遠隔地対応が厳しいかもしれない。

- ・「平成25年度代位弁済請求対象者に対する訪問督促・居住確認等業務」、「債務名義取得者に対する強制執行申立業務」の仕様書の見直しを検討するというの具体的なことはどうということか。

(機構回答) 単価の見直し等が考えられる。

- ・債権回収会社との契約にあたっては、しっかりとしたサービスを選定するように努めて頂きたい。

## 6. その他

次回開催日時については調整の上、事務局より改めて連絡することとし閉会した。